

獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る公募要領

1 総則

獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る公募については、この要領に定めるところによる。

2 公募対象補助事業

公募対象となる補助事業は、別表のと通りの事業とする。

3 事業実施期間

事業実施期間は、補助事業の補助金交付決定の日から令和7年3月31日までとする。

4 応募団体の要件等

(1) 応募団体の要件

応募者は、以下の要件の全てに該当することが必要である。

ア 以下のいずれかの団体であること。

- ・ 民間団体
- ・ 特例社団法人、特例財団法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（都道府県が所管する法人に限る。）
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 協同組合
- ・ 共済組合
- ・ 学校法人
- ・ 協議会（代表者、組織及び運営について、規約の定めがあり、事業実施及び会計処理を適正に行うことができる体制を有しているものをいう。）

イ 本事業に関する具体的計画及び実務能力を有する団体であること。

ウ 団体の代表者は、補助事業の期間中に日本国内に居住し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(2) 公募の対象となる取組及び要件

産業動物遠隔診療推進のための支援を目的としており、公募の対象となる取組は、以下の要件を全て満たすことが必要である。

ア 産業動物獣医師等の確保・育成又は診療の効率化を図ることが期待されるもの

であること。

イ 達成目標の設定が可能であるとともに、具体的な成果の獲得が見込まれるものであること。

ただし、他の補助金等の交付を受けている若しくは受ける予定の取組、又は本事業による成果の利用を制限し公益の利用に供しない取組は、本事業の対象とはならない。

5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。なお、本事業の実施上、必要性が認められない経費は対象とならない。

6 補助金の額

補助対象となる事業費は、別表に定める「補助金の額」の範囲内で事業の実施に必要な経費を助成する。ただし、取組の内容により、特に必要と認められる場合には、この限りではない。

なお、所要額において人件費（補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当をいう。）を計上する場合は、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

7 応募書類の作成等

- (1) 獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る企画書（別紙様式1）
- (2) 実施計画書（応募者に関する事項）（別紙様式2）
- (3) 実施計画書（提案内容に関する事項）（別紙様式3）
- (4) 応募者の概要がわかる資料（団体概要、定款又は会則、役員名簿等）（様式自由）

8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和7年2月7日（金）
- (2) 企画書等の提出場所・問合せ先
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医療チーム（6階ドアNo.北615）
電話 03-3502-8111（内線）4530
- (3) 提出部数
獣医療提供体制整備推進総合対策事業に係る企画書 1部
実施計画書（応募者に関する事項） 1部
実施計画書（提案内容に関する事項） 1部
応募者の概要（団体概要等） 1部
- (4) 提出に当たっての注意事項
 - ・提出した企画書等は、変更又は取消しができないこと。
 - ・企画書等に虚偽の記載をした場合は、無効とすること。
 - ・要件を有しない者が提出した企画書等は、無効とすること。
 - ・企画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とすること。
 - ・応募書類の提出は、原則として電子メール、郵送又は宅配便とし、やむを得な

い場合にのみ持参による提出も可能とする。

- ・申請書類を郵送又は持参する場合は、応募者ごとに（３）に掲げる提出書類を一つの封筒に同封し、「獣医療提供体制整備推進総合対策事業公募申請書類在中」と封筒の表に朱書きした上で、郵送の場合にあつては、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により送付すること。また、提出期限前に余裕を持って投かんするなど、必ず期限までに到着すること。
- ・申請書類を電子メールにより提出する場合は、別表の問合せ先に送付アドレスを確認し、件名を「獣医療提供体制整備推進総合対策事業公募申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送付すること。また、送付後、必ずメールが届いていることの確認を問合せ先に行うこと。

9 企画説明会の開催

- （１）企画説明会は必要に応じて開催する。開催する場合は、有効な書類を提出した者に対して、開催場所、説明時間、出席者数の制限等を別途連絡する。
- （２）上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

10 企画書等の審査及び事業実施主体の候補者選定

（１）審査方法

外部有識者で構成する選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された企画書等を審査し、事業実施主体の候補者を選定するものとする。

（２）審査項目

選定審査委員会において、別紙の企画書選定審査項目を審査・評価するものとする。

なお、企画書等の提出から過去３年以内に、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消があつた補助事業等において、当該取消の原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

（３）審査結果の通知等

選定審査委員会の審査結果（事業実施主体の候補者となった旨又は候補者とならなかった旨）については、応募者宛てに通知するものとする。なお、農林水産省は、ホームページで事業実施主体の候補者を公開することとする。

11 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならない。

（１）事業の推進

事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般に関する責任を持つこと。なお、事業の進捗状況によっては、事業実施期間中に、事業計画の修正を求める場合もあることに留意されたい。

（２）補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき、適正に執行すること。

(3) 知的財産権の帰属等

本事業により得られた認証基準を、適正に管理・使用すること。

(4) 事業成果等の報告

食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱に基づき、補助事業終了後に、本事業により得られた事業成果に関する必要な報告を行うこと。また、本事業の成果の普及・啓発に努めること。

「獣医療提供体制整備推進総合対策事業」(補正予算措置分)一覧表

公募対象事業	事業の内容	補助金の額	補助対象経費	補助率	締切
1 産業動物遠隔診療推進事業 (担当) 畜水産安全管理課 獣医療チーム 内線(4530)	・産業動物診療獣医師の確保が困難な地域等における遠隔診療を活用した効率的な診療など、地域の獣医師を有効に活用した獣医療提供体制の整備を実施。 〔達成目標〕 計14カ所で地域の獣医師を有効に活用した産業動物獣医療提供体制の整備を実施。	47,908千円以内	○ 遠隔診療を活用した効率的な診療等による地域の獣医師を有効に活用した産業動物獣医療提供体制の整備を図るために要する経費 〔遠隔診療を行うための機器購入費、賃借料、プログラム実施費(遠隔診療を実施するためのシステム使用料を含む)、技術指導費、技術指導旅費、通信運搬費、消耗品費、資料印刷費等〕 ○ 事業実施を推進するための検討会、事務等に要する経費 〔(検討会) 委員旅費、委員謝金、技術指導費、現地指導旅費、資料印刷費 (事務等) 技術指導費、資料整理費、通信運搬費、消耗品費等〕	定額	公示で定める期間

事業を実施する際の留意事項

1 産業動物遠隔診療推進事業(以下「遠隔診療推進」という)の実施に当たって事業実施主体が留意すべき事項

(1)事業実施主体は、事業に係る推進委員会を設置することとする。推進委員会は、遠隔診療推進の実施地域及び実施計画の内容が、遠隔診療を活用した効率的な診療等による地域の獣医師を有効に活用した産業動物獣医療提供体制を整備する上で適切であることについて確認することとする。事業実施主体は、適切であると判断した実施計画に基づき、遠隔診療推進を実施する。

(2)事業実施主体は、実施計画の実施責任者に対して上記実施計画を実施するために必要な経費の範囲内で経費を支弁する。ただし、遠隔診療推進の実施に必要となる情報通信機器については、事業実施主体が自ら購入することとし、当該情報通信機器の管理は実施計画の実施責任者に行わせるものとする。